

## 議事要旨(7) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に係る指針の見直しに関する検討のうち、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査保証実務指針第 63 号」という。）の移管に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、淡河専門研究員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### 更正等による追徴及び還付が誤謬による場合の会計上の取扱い

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 第 5 項及び第 6 項の「企業会計基準第 24 号第 4 項(8)に定める誤謬に該当するときを除き」という規定によって、軽微な誤謬に該当する場合、追徴税額又は還付税額を損益として計上できない取扱いになるのか確認したい。

これに対して、事務局より、重要性の考え方は本会計基準（案）のすべての定めに対して適用されると考えられる旨の回答がなされた。

### 事業税の付加価値割を売上原価への配分

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事業税のうち特に資本割を合理的な基準に基づき売上原価に配分することができるとする根拠について、財務諸表等規則第 84 条ただし書きが平成 20 年改正により削除されていることとの関係から確認したい。

これに対して、事務局より、実務対応報告第 12 号の定めが設けられた背景を確認する旨の回答がなされた。

### 更正等による追徴及び還付に関する取扱いの国際的な会計基準との整合性

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - IFRS において不確実な税務ポジションに関する会計処理の見直しの議論が行われるという状況を踏まえると、現状では重要な課題が指摘されていないため国際的な会計基準との整合性を図らないとする理由は不適切であるとする。

これに対して、事務局より、ご意見を踏まえ検討する旨の回答がなされた。

上記の審議後、小野委員長より、本移管に関して「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下「本会計基準（案）」という。）を税効果会計に関する適用指針等とは別に公開草案として公表することについて、委員に意見を求めた。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 本会計基準（案）は、開示も含めて他の税効果会計に関する適用指針等との関連性がないため、先行して公開草案を公表することがよいと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 本会計基準（案）を先行して公表することには同意するが、税効果に関する適用指針の検討や開示の検討を疎かにしないことに留意する必要がある。

最後に、事務局より、本会計基準（案）については、他の税効果会計に関する適用指針等よりも先行して公開草案を公表する方向で、さらに検討を進める旨の回答がなされた。

以 上